

【春合宿 第4問】

被告人 X は、夫の前妻の子供 A を殺害しようと決意し、平成 15 年 7 月 1 日午前 2 時頃、熟睡中の A の頸部を細い麻縄で絞めつけた。その後、A の脈を確認したところ、X は A がすでに死亡したと思い、その犯行の発覚を防ぐ目的で、麻縄を解かないまま A を数 km 離れた海岸まで 1 時間かけて車で運び、砂上に放置したまま帰宅した。その結果 A は、同日未明に死亡した。

尚、司法解剖の結果によると、A 死亡の原因は麻縄による絞首が原因で死亡したのではなく、海岸の砂末を吸引したことによる窒息死であることが明らかになった。

X の罪責を検討せよ。

参考判例：大審院大正 12 年 4 月 30 日決定